

受付年月日	元. 11. 1	付託委員会	建設公営企業
提出者	●●●●●●●●●● ● ● ● ●		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>市営住宅の入居手続における保証人の廃止に関することについて</u></p> <p>(要旨)</p> <p>公営住宅は、公営住宅法第1条に規定されるように「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的とするものである。このような性格を有する公営住宅の入居時に保証人又は連帯保証人が必要とすることには問題があると考えられる。公営住宅の保証人については、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日付け建設省住宅局長通知)、「公営住宅の家賃の取扱い等について」(平成14年3月29日付け国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官通知)、「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」(平成14年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)及び「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」(平成18年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、平成26年4月25日一部改正)において、入居者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う旨の通知が出されている。</p> <p>少子高齢化が進行する我が国においては、単身世帯、特に高齢単身世帯が増加している。公営住宅だけでなく、民間の賃貸住宅を含む保証人問題は深刻な事態となっており、保証人を確保できず入居を辞退する事例も生じている。令和2年4月1日施行の民法の一部改正により、個人根保証契約を締結する場合には、極度額(上限額)を定めなければ無効となることから、現行の市営住宅入居請書は無効になると考えられる。平成28年10月の国土交通省住宅局の資料によると、既に全国の賃貸借契約の約6割について家賃債務保証会社を利用している実態にある。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 市営住宅の入居手続における保証人の廃止について検討すること。</p>			